

## 附 則

### (適用時期)

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

### (経過措置)

第二条 この告示の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二百九十三条第一項第一号イの規定の適用については、当分の間、同号イの規定中「直近十年間」とあるのは「直近五年間」とすることができるとする。ただし、商工組合中央金庫が、この告示の規定による改正前の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準に基づき、オペレーショナル・リスク相当額の算出において先進的計測手法を用いていない場合に限る。